

(案)

新たな「地域福祉保健の推進計画」の主要項目

(1) ともに支え合う地域社会づくり

○「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

- ・支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチング
- ・地域の多様な主体が、主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援
- ・社会とのつながり作りに向けた支援及び世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- ・社会福祉協議会、民生・児童委員などの公的な団体と町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体の連携による重層的なネットワークの強化
- ・地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な社会参加の促進

(2) 安心して暮らせる環境の整備

○多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の強化

- ・本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることが出来るよう、区の各相談・支援窓口である高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、保健所等の連携強化に向けた取組を推進
- ・医療分野における地域連携の更なる推進、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制の構築
- ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進、住まい方に関する相談支援の充実
- ・ひきこもり状態にある当事者等が適切な相談支援機関につながることや様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制の推進
- ・複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応するための包括的な支援体制の強化

○生活困窮者等への支援

- ・生活困窮者が社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働して、居住確保支援、就労支援等を包括的な支援の実施
- ・稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援による就労意欲の喚起を行い、早期の就労・自立を図れるよう支援

(案)

- ・高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施
- ・DV等暴力被害の防止及び早期かつ切れ目ない相談支援の充実

○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

- ・援護の必要な高齢者・障害者等の福祉保健サービス利用者に対する相談支援体制の充実
- ・地域の多様な主体との連携・協力関係の推進、権利擁護支援が必要な人に係る地域連携ネットワークの強化
- ・保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対する、意思決定支援の理念の普及・啓発
- ・市民後見人に限らない権利擁護支援の担い手の養成、担い手の活躍の機会の創出

(3) ひとにやさしいまちづくり

○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

【まち】

- ・公共交通機関や特定の建築物・道路等の各事業者の連携による、一体的・面的・継続的なバリアフリーの推進
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備

【心】

- ・生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組の推進
- ・障害等を理由とした偏見や差別の解消に向けた周知啓発の取組の推進

【情報】

- ・情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援
- ・区が発信する情報のバリアフリーの推進

○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

- ・避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を適切に行うための関係機関との連携の強化
- ・災害ボランティアセンターの実効性の担保に向けた取組
- ・福祉避難所の更なる拡充とその運営体制の構築の推進